



特定疾病治療保険(無解約返戻金型)(2025)
がん診断一時金保険(無解約返戻金型)(2025)

この冊子の内容

ご契約に際しての
重要事項

契約概要

契約概要 / 注意喚起情報

- お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」および特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。
- 主な免責事項など、お客様にとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- 現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずお読みください。

特にご注意
いただきたい事項

注意喚起 情報

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社

- 名 称 なないろ生命保険株式会社
- 電 話 お客様サービスセンター ☎ 0120-08-7716
- ホームページ <https://www.nanairolife.co.jp/>

2 商品の特徴と仕組み

がん診断一時金保険(無解約返戻金型) (2025)

- 商品名称 なないろがん保険 盾 [がん一時金保障タイプ] (正式名称: がん診断一時金保険(無解約返戻金型) (2025))
- 特 徴 がんの診断確定に対して、一時金による保障をご準備いただけます。
- がん診断一時金の型には、がん診断A型とがん診断B型の2つがあり、契約時にいずれか1つの型を選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

がん診断一時金の型	支払限度
がん診断A型	180日に1回
がん診断B型	1年に1回

- 被保険者の喫煙状況がなないろ生命の定める基準を満たす場合、非喫煙者区分料率が適用され、基準を満たしていない場合に比べて、保険料が安くなります。

がん診断一時金保険(無解約返戻金型) (2025)

◆ がん診断一時金

がん保険料払込免除特則

適用

または

非適用

* 喫煙区分料率適用特約を付加していただきます。



特定がん治療特約

◆ 特定がん治療給付金

がん初回診断一時金特約

◆ がん初回診断一時金

がん通院一時金特約

◆ がん通院一時金

がん差額ベッド特約D

◆ がん差額ベッド給付金

がん女性特定手術特約

◆ がん女性特定手術給付金

がん先進医療・患者申出療養特約(2025) ◆ がん先進医療・患者申出療養給付金
◆ がん先進医療・患者申出療養見舞金

一生涯保障

ご契約

保険期間：終身

保険料払込期間：60・65・70・75・80歳払込満了、終身払、10年払込満了

● お取扱い(募集代理店によって異なります)

取扱金額*	20歳～59歳…20万円～500万円 、 60歳～80歳…20万円～300万円 (10万円単位)
契約年齢	20歳～80歳(契約日時点の被保険者の満年齢)
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払、10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)
保険料払込方法	口座振替扱・クレジットカード扱(月払・年払)
最低保険料	月払:1,000円(付加特約の保険料を含みます)、年払:なし

* なないろ生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。



■がん診断一時金保険(無解約返戻金型) (2025) (特則・特約を含みます) の**責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。**

■責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合(保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、この保険契約(特則・特約を含みます)は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。

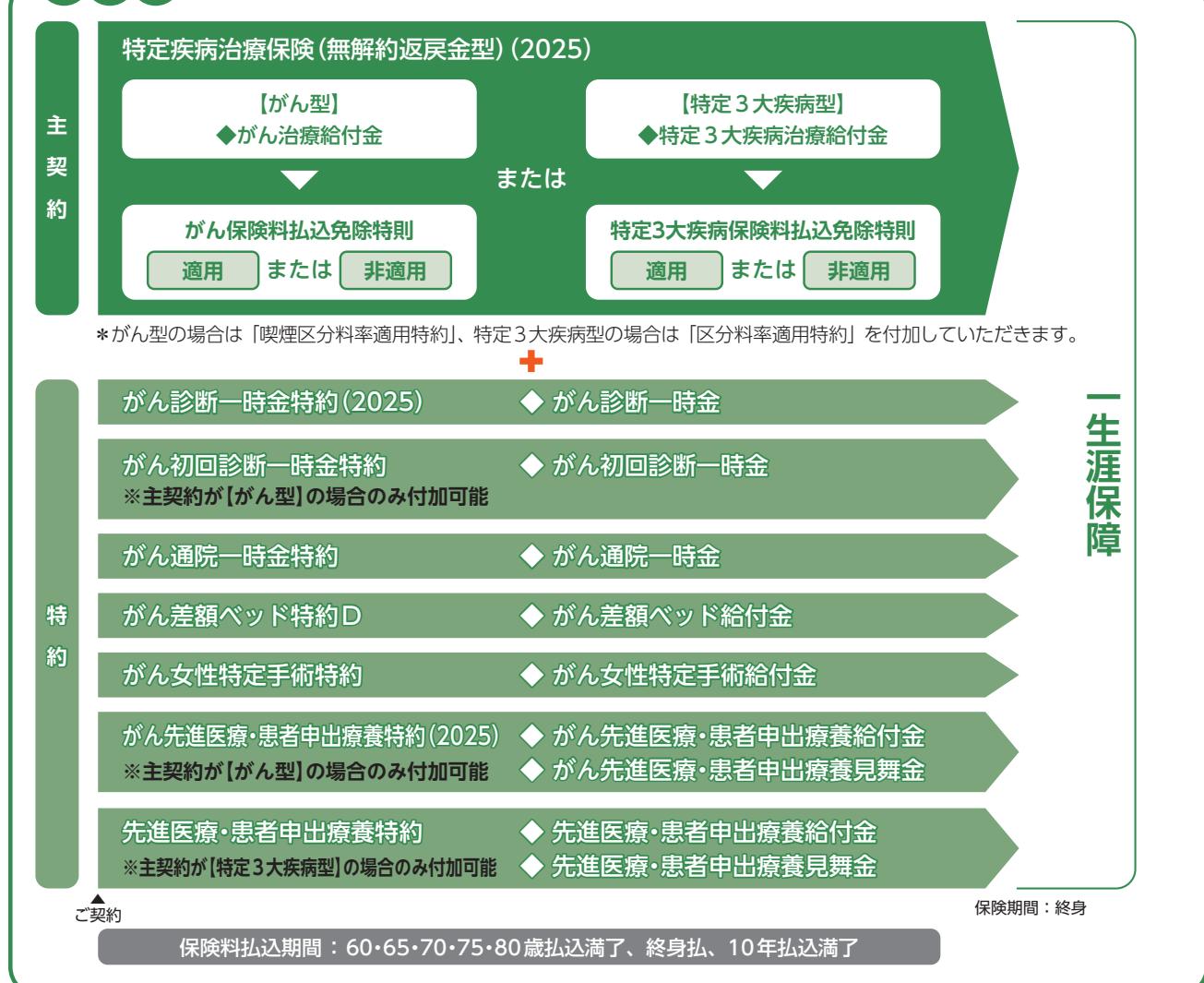
特定疾病治療保険(無解約返戻金型) (2025)

- 商品名称 なないろがん保険 盾[がん月額保障タイプ・特定3大疾病月額保障タイプ]
(正式名称:特定疾病治療保険(無解約返戻金型) (2025) (がん型・特定3大疾病型))
- 特徴 がんまたは特定3大疾病による所定の治療に対する保障をご準備いただけます。
- 保険契約の型には、がん型と特定3大疾病型の2つがあり、契約時にいずれか1つの型を選択いただけます。(契約後の変更は取り扱いません。)

保険契約の型	対象の疾病	支払限度
がん型	がん	1か月に1回
特定3大疾病型	がん、心疾患、脳血管疾患	

- 被保険者の喫煙状況(特定3大疾病型の場合は喫煙状況および健康状態等)がなないろ生命の定める基準を満たす場合、非喫煙者区分料率(特定3大疾病型の場合は優良区分料率)が適用され、基準を満たしていない場合に比べて、保険料が安くなります。

仕組図



●お取扱い(募集代理店によって異なります)

取扱金額*	【がん治療給付金月額 または 特定3大疾病治療給付金月額】 5万円～30万円 (1万円単位)
契約年齢	20歳～80歳(契約日時点の被保険者の満年齢)
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払、10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)
保険料払込方法	口座振替扱・クレジットカード扱(月払・年払)
最低保険料	月払:1,000円(付加特約の保険料を含みます)、年払:なし

*なないろ生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

	<p>■特定疾病治療保険(無解約返戻金型)(2025)、がん保険料払込免除特則、特定3大疾病保険料払込免除特則、がん診断一時金特約(2025)、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約、がん先進医療・患者申出療養特約(2025)のがんを原因とする保障の責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。</p> <p>■がんを原因とする保障の責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合(保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、この保険契約(特則・特約を含みます)は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。</p>
---	---

3 保障内容

がん診断一時金保険(無解約返戻金型)(2025)

●以下の支払事由に該当した場合にがん診断一時金をお支払いします。

がん診断一時金の型	支払事由	支払金額	支払限度
がん診断A型	がんと診断確定されたとき	がん診断一時金額	無制限(180日に1回)
			無制限(1年に1回)

●2回目以後のがん診断一時金は、がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」(注1)以後にがんと診断確定されたときにお支払いします。ただし、次のいずれかに該当した場合は、がんと診断確定されたものとして取り扱います。

- ・がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」(注1)に、がんの治療を直接の目的(注2)とする継続入院中のとき
- ・がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」(注1)以後、がんの治療を直接の目的(注2)とする入院を開始したとき
- ・がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」(注1)以後、がんの治療を直接の目的(注2)とする通院をしたとき

(注1) がん診断A型の場合。がん診断B型の場合は「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」と読み替えます。

(注2) がんの再発予防のための治療(例:乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療)と判断される治療は該当しません。

●同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

特定疾病治療保険(無解約返戻金型) (2025)

●以下の支払事由に該当した場合にがん治療給付金または特定3大疾病治療給付金をお支払いします。

保険契約の型	給付金	支払事由	支払金額	支払限度
がん型	がん治療給付金	がんにより 表1 のいずれかに該当したとき	支払事由に該当した日の属する月ごとに (1) 表1 の②⑤⑥に該当したとき がん治療給付金月額 × 2 (2) 表1 の②⑤⑥以外に該当したとき がん治療給付金月額	
特定3大疾病型	特定3大疾病治療給付金	(1) がんにより 表1 のいずれかに該当したとき (2) 心疾患、脳血管疾患により、次のいずれかに該当したとき ①その疾患の治療を直接の目的として1日(注1)以上の入院をしたとき ②その疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③その疾患によって生じた状態の改善を目的として、①または②に該当した日以後にリハビリ通院をしたとき	支払事由に該当した日の属する月ごとに (1) 表1 の②⑤⑥に該当したとき 特定3大疾病治療給付金月額 × 2 (2) 表1 の②⑤⑥以外に該当したとき 特定3大疾病治療給付金月額	無制限 (注2)

※**がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金のお支払いは、支払事由に該当した日の属する月(月の初日から末日まで)ごとに1回となります。**同じ月にがん治療給付金、特定3大疾病治療給付金の支払事由に複数該当した場合でも、がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金を重複してお支払いしません。

(表1)がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当するがんの治療等支払事由および支払事由に該当した日は以下のとおりです。

支払事由	支払事由に該当した日
①抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)	医師が注射による抗がん剤の投与または抗がん剤の処方を行った日(医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療は、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日)
②自由診療抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)	放射線照射日
③放射線治療	手術日
④手術	療養を受けた日
⑤先進医療による療養	診療に関する情報の提供(注4)を受けた日
⑥患者申出療養制度(以下、「患者申出療養」といいます。)による療養	がんゲノムプロファイリング検査(注5)を受けた日またはがんゲノムプロファイリング検査(注5)により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果の提供を受け、かつ、治療方針等について文書による説明を受けた日
⑦診断確定されたがんの治療に関するセカンドオピニオン(注3)	リハビリ通院(注6)日の各日
⑧抗がん剤治療または自由診療抗がん剤治療に関するがんゲノムプロファイリング検査(注5)	ア. 疼痛緩和薬(注7)または神経ブロック(注8)によるがん緩和ケア イ. 入院によるがん緩和ケア(注9) ウ. 在宅医療によるがん緩和ケア
⑨診断確定されたがんによって生じた状態の改善を目的とした、がんと診断確定された日以後のリハビリ通院(注6)	ア. 疼痛緩和薬(注7)または神経ブロック(注8)によるがん緩和ケアを受けた日 イ. 入院によるがん緩和ケア(注9)を受けた日 ウ. 在宅医療によるがん緩和ケアを受けた日
⑩1日(注1)以上の入院	入院日の各日
⑪在宅医療	在宅医療を受けた日

(注1)入院日数が「1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてなない場合は生命が判断します。

(注2)通算の支払回数が120回に達したときは、121回目以後にリハビリ通院によって支払事由に該当した場合でも、がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金はお支払いしません。

(注3)診療に関する情報の提供(注4)を受けた場合でも、これに基づく病院または診療所の受診をしていないときは給付金の支払対象とはなりません。

(注4)公的医療保険制度における「診療情報提供料(Ⅱ)」が算定されている診療に関する情報の提供

- (注5) 公的医療保険制度における「がんゲノムプロファイリング検査」または「がんゲノムプロファイリング評価提供料」が算定されているもの
- (注6) 公的医療保険制度における「リハビリテーション料」が算定されている通院。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。
- (注7) 公的医療保険制度における疼痛緩和薬にかかる「薬剤料」または「処方せん料」が算定されているオピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物)
- (注8) 公的医療保険制度に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤、高周波凝固法またはパルス高周波法使用)
- (注9) 公的医療保険制度における「緩和ケア病棟入院料」、「緩和ケア診療加算」または「有床診療所緩和ケア診療加算」が算定されている入院によるもの

- 同じ月にがん治療給付金、特定3大疾病治療給付金の支払事由に複数該当したときは、その月の最初に支払事由に該当した日を支払事由に該当した日とします。ただし、同じ月に自由診療抗がん剤治療、先進医療による療養または患者申出療養による療養の支払事由に該当したときは、その月の最初にそれらの支払事由に該当した日を支払事由に該当した日とします。
- がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「抗がん剤治療」(ホルモン剤治療を含む)は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与または処方をいいます。
- がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「自由診療抗がん剤治療」(ホルモン剤治療を含む)は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養による療養として使用された医薬品、欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品またはがんゲノムプロファイリング検査により選定された医薬品の投与または処方をいいます。
- がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「先進医療」は、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、先進医療に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、隨時見直しされます。
- がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「患者申出療養」は、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、患者申出療養に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める患者申出療養は、隨時見直しされます。
- 先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用が「0」となる療養、歯科のみで実施することが定められている療養は、支払対象外となります。

がん保険料払込免除特則

- 以下の保険料の払込免除事由に該当した場合に以後の保険料の払込みが免除となります。

保険料の払込免除事由	
がん(悪性新生物・上皮内新生物)	がんと診断確定されたとき

特定3大疾病保険料払込免除特則

- 以下の保険料の払込免除事由に該当した場合に以後の保険料の払込みが免除となります。

保険料の払込免除事由	
がん(悪性新生物・上皮内新生物)	がんと診断確定されたとき
心疾患	心疾患を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として1日(注1)以上の入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	脳血管疾患を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として1日(注1)以上の入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

(注1) 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてなないろ生命が判断します。

特定がん治療特約

- 以下の支払事由に該当した場合に特定がん治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
がんにより表1のいずれかに該当したとき	支払事由に該当した日の属する月ごとに (1)表1の②④⑤に該当したとき 特定がん治療給付金月額 × 2 (2)表1の②④⑤以外に該当したとき 特定がん治療給付金月額	無制限(注1)

※特定がん治療給付金のお支払いは、支払事由に該当した日の属する月(月の初日から末日まで)ごとに1回となります。同じ月に特定がん治療給付金の支払事由に複数該当した場合でも、特定がん治療給付金を重複してお支払いしません。

(表1)特定がん治療給付金の支払事由に該当するがんの治療等

支払事由および支払事由に該当した日は以下のとおりです。

支払事由	支払事由に該当した日
①抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)	医師が注射による抗がん剤の投与または抗がん剤の処方を行った日(医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療は、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日)
②自由診療抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)	放射線照射日
③放射線治療	
④先進医療による療養	
⑤患者申出療養制度(以下、「患者申出療養」といいます。)による療養	療養を受けた日
⑥診断確定されたがんの治療に関するセカンドオピニオン(注2)	診療に関する情報の提供(注3)を受けた日
⑦抗がん剤治療または自由診療抗がん剤治療に関するがんゲノムプロファイリング検査(注4)	がんゲノムプロファイリング検査(注4)を受けた日またはがんゲノムプロファイリング検査(注4)により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果の提供を受け、かつ、治療方針等について文書による説明を受けた日
⑧診断確定されたがんによって生じた状態の改善を目的とした、がんと診断確定された日以後のリハビリ通院(注5)	リハビリ通院(注5)日の各日

(注1)通算の支払回数が120回に達したときは、121回目以後にリハビリ通院によって支払事由に該当した場合でも、特定がん治療給付金はお支払いしません。

(注2)診療に関する情報の提供(注3)を受けた場合でも、これに基づく病院または診療所の受診をしていないときは給付金の支払対象とはなりません。

(注3)公的医療保険制度における「診療情報提供料(Ⅱ)」が算定されている診療に関する情報の提供

(注4)公的医療保険制度における「がんゲノムプロファイリング検査」または「がんゲノムプロファイリング評価提供料」が算定されているもの

(注5)公的医療保険制度における「リハビリテーション料」が算定されている通院。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

●同じ月に特定がん治療給付金の支払事由に複数該当したときは、その月の最初に支払事由に該当した日を支払事由に該当した日とします。ただし、同じ月に自由診療抗がん剤治療、先進医療による療養または患者申出療養による療養の支払事由に該当したときは、その月の最初にそれらの支払事由に該当した日を支払事由に該当した日とします。

●支払事由に該当する「抗がん剤治療」(ホルモン剤治療を含む)は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与または処方をいいます。

- 支払事由に該当する「自由診療抗がん剤治療」(ホルモン剤治療を含む)は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養による療養として使用された医薬品、欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品またはがんゲノムプロファイリング検査により選定された医薬品の投与または処方をいいます。
- 支払事由に該当する「先進医療」は、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、先進医療に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、隨時見直しされます。
- 支払事由に該当する「患者申出療養」は、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、患者申出療養に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める患者申出療養は、隨時見直しされます。
- 先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用が「0」となる療養、歯科のみで実施することが定められている療養は、支払対象外となります。

がん診断一時金特約(2025)

- 以下の支払事由に該当した場合にがん診断一時金をお支払いします。

がん診断一時金の型	支払事由	支払金額	支払限度
がん診断A型	がんと診断確定されたとき	がん診断一時金額	無制限(180日に1回)
がん診断B型			無制限(1年に1回)

※がん診断一時金の型は、契約時にいずれかひとつの型を選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

- がん診断一時金(2回目以後)は、がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」[\(注1\)](#)以後にがんと診断確定されたときにお支払いします。ただし、次のいずれかに該当した場合は、がんと診断確定されたものとして取り扱います。

- がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」[\(注1\)](#)に、がんの治療を直接の目的[\(注2\)](#)とする継続入院中のとき
- がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」[\(注1\)](#)以後、がんの治療を直接の目的[\(注2\)](#)とする入院を開始したとき
- がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」[\(注1\)](#)以後、がんの治療を直接の目的[\(注2\)](#)とする通院をしたとき

[\(注1\)がん診断A型の場合](#)。がん診断B型の場合は「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」と読み替えます。

[\(注2\)がんの再発予防のための治療](#)(例:乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療)と判断される治療は該当しません。

- 同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

がん初回診断一時金特約

- 以下の支払事由に該当した場合にがん初回診断一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
がんと診断確定されたとき	がん初回診断一時金額	1回

※特定疾病治療保険(無解約返戻金型)(2025)(がん型)に付加する場合は、がん診断一時金特約(2025)も併せて付加する必要があります。

がん通院一時金特約

- 以下の支払事由に該当した場合にがん通院一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
がんと診断確定された日以後、がんの治療を直接の目的とする通院をしたとき	支払事由に該当する通院をした日の属する月ごとに がん通院一時金額	1回のがん通院期間(注)につき3回 (通算:無制限)

(注)がん通院期間は、がんと診断確定された日を基準として以下のとおりとし、1回のがん通院期間、2回目以降のがん通院期間をそれぞれ「1回のがん通院期間」とします。

1回のがん通院期間	がんと診断確定された日からその日を含めて、その1年後の応当日を含む月の末日までの期間
2回目以降のがん通院期間	最終のがん通院期間の満了日の翌日からその日を含めて1年間

- がん通院一時金のお支払いは、支払事由に該当する通院をした日の属する月(月の初日から末日まで)ごとに1回となります。同じ月にがん通院一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん通院一時金を重複してお支払いしません。
- 入院日と同日の通院については、がん通院一時金をお支払いしません。
- 同日に、2つ以上のがん治療を目的として通院した場合でも、がん通院一時金を重複してお支払いしません。

がん差額ベッド特約D

- 以下の支払事由に該当した場合にがん差額ベッド給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
がんの治療を直接の目的として、入院日数1日以上の差額ベッド代(注1)が発生する入院をしたとき	がん差額ベッド給付金が支払われる入院1日につき、次のいずれか小さい金額 ・差額ベッド代(注1)と同額 ・がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額(注2)	無制限

(注1)公的医療保険制度における選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別の療養環境の提供にあたる病室（以下、「特別療養環境室」といいます。）に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

なお、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・同意書による同意を行っていない場合（当該同意書について、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含みます）
- ・治療上の必要により「特別療養環境室」に入室した場合
- ・病棟管理の必要性等から「特別療養環境室」に入室した場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

(注2)がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額は、10,000円または30,000円のいずれかを契約時にご選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。

がん女性特定手術特約

●以下の支払事由に該当した場合にがん女性特定手術給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
(1) がんの治療を直接の目的としてがんと診断確定された乳房、子宮または卵巣・卵管（以下、卵巣等）に対する手術を受けたとき	がん女性特定手術給付金額（注2）	無制限
(2) がんと診断確定された被保険者が、がん発病の可能性の低減を目的としてがんと診断確定されていない乳房、子宮または卵巣等（注1）に対する手術を受けたとき	がん女性特定手術給付金額 × 5	1乳房につき 1回
(3) 上記（1）（2）の乳房の手術を受けた乳房に対する乳房再建術（注3）を受けたとき	がん女性特定手術給付金額	1乳房につき 1回
(4) 上記（3）の乳房再建術（注3）を受けた乳房に対する乳房再建術（注3）を再度受けたとき、または上記（3）の乳房再建術（注3）によって生じた状態の改善を目的として乳房に対する手術を受けたとき ただし、次に定める手術は除きます a. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） b. 切開術（皮膚） c. デブリードマン d. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術	がん女性特定手術給付金額	1乳房につき 1回

(注1)がんを治療したことによりがんが認められない状態となった乳房、子宮、卵巣等を含みます。

(注2)同時期に同一の部位（乳房、子宮または卵巣等）に対する支払事由の（1）または（2）の手術を受けた場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してお支払いしません。

(注3)乳房に対する手術によって喪失した乳房(乳頭、乳輪は含みません)の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする手術をいいます。

がん先進医療・患者申出療養特約(2025)

- この特約の支払事由等は、以下のとおりです。

給付金	支払事由	支払金額	支払限度
がん先進医療・患者申出療養給付金	がんを直接の原因とする所定の先進医療または患者申出療養制度(以下、「患者申出療養」といいます。)による療養を受けたとき	1回の療養につき、 先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用と同額	通算:2,000万円
がん先進医療・患者申出療養見舞金	がん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	1回の療養につき、 がん先進医療・患者申出療養給付金の支払金額の20%相当額	通算:400万円

- がん先進医療・患者申出療養給付金のお支払いは、責任開始期以後に、がんと診断確定され、がんを直接の原因として、先進医療または患者申出療養による療養を受けた場合に限ります。
- 支払事由に該当する「先進医療」は、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、先進医療に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、隨時見直しされます。
- 支払事由に該当する「患者申出療養」は、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、患者申出療養に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める患者申出療養は、隨時見直しされます。
- 先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用が「0」となる療養、歯科のみで実施することが認められている療養は、支払対象外となります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるなないろ生命の特約を重複して付加することはできません。

先進医療・患者申出療養特約

- この特約の支払事由等は、以下のとおりです。

給付金	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	所定の先進医療または患者申出療養制度(以下、「患者申出療養」といいます。)による療養を受けたとき	1回の療養につき、 先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用と同額	通算:2,000万円
先進医療・患者申出療養見舞金	先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	1回の療養につき、 先進医療・患者申出療養給付金の支払金額の10%相当額	通算:200万円

- 支払事由に該当する「先進医療」は、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、先進医療に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、隨時見直しされます。
- 支払事由に該当する「患者申出療養」は、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、患者申出療養に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める患者申出療養は、隨時見直しされます。
- 先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用が「0」となる療養、歯科のみで実施することが定められている療養は、支払対象外となります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付（お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付）のあるなないろ生命の特約を重複して付加することはできません。

指定代理請求特約

- 給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない事情についてなないろ生命が認めた場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態について知る可能性があります。

4 適用する保険料率について

喫煙区分料率適用特約

- 被保険者が喫煙状況に関する基準（注1）を満たした場合、非喫煙者区分料率が適用となり、喫煙者区分料率を適用した場合に比べて保険料が安くなります。
(注1) 喫煙状況に関する基準：過去1年以内に喫煙（注2）していないこと。
(注2) 喫煙には、紙巻たばこの他、葉巻、パイプ、嗜みたばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、水たばこ等を含みます。
- 喫煙区分料率適用特約の対象となる主契約、特則および特約は以下のとおりです。

がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）、特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）（がん型）、がん保険料払込免除特則、特定がん治療特約、がん診断一時金特約（2025）、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約

- 喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を求めることがあります。

- 喫煙状況に関する告知について、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、給付金のお受け取り等ができないだけでなく、「告知義務違反」として保険契約が解除になる場合があります。

区分料率適用特約

- 被保険者が喫煙状況および健康状態等に関する基準(注1)を満たした場合、優良区分料率が適用となり、標準区分料率を適用した場合に比べて保険料が安くなります。

(注1) 喫煙状況および健康状態等に関する基準

①喫煙状況	過去1年以内に喫煙(注2)していないこと
②血圧値	最高血圧値が140mmHg未満かつ最低血圧値が90mmHg未満であること
③BMI	BMI(ボディ・マス・インデックス)の値が18以上27未満であること(注3)

(注2) 喫煙には、紙巻たばこの他、葉巻、パイプ、嗜みたばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、水たばこ等を含みます。

(注3) $BMI = \text{体重(kg)} \div \{\text{身長(m)}\}^2$

- ・体重(kg)は小数第1位以下切り捨て
- ・身長(m)は小数第3位以下切り捨て
- ・BMIは小数第1位以下切り捨て

- 区分料率適用特約の対象となる主契約、特則および特約は以下のとおりです。

特定疾病治療保険(無解約返戻金型)(2025)(特定3大疾病型)、特定3大疾病保険料払込免除特則、がん診断一時金特約(2025)、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約

- 喫煙状況および健康状態等の確認のため、告知に加えて所定の検査や健康診断結果等の提出を求めることがあります。
- 喫煙状況および健康状態等に関する告知について、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、給付金のお受け取り等ができないだけでなく、「告知義務違反」として保険契約が解除になる場合があります。
- 適用される保険料率の決定と、ご契約のお引受けに関する基準は同一ではありません(別途、質問事項があります)。優良区分料率でお申し込みいただける場合でも、ご契約のお引受けができない場合があります。
- 優良区分料率とは、本商品におけるなないろ生命の呼称であり、優良区分料率を適用する基準に該当しない方の健康状態や身体状態が優良でないということではありません。

5 法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「特定疾病治療保険(無解約返戻金型)(2025)」「特定がん治療特約」「がん差額ベッド特約D」「がん女性特定手術特約」「がん先進医療・患者申出療養特約(2025)」「先進医療・患者申出療養特約」の支払事由に影響を及ぼす場合には、なないろ生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することができます。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

6 解約返戻金について

- この保険契約には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約について以下の解約返戻金があります。(特約には解約返戻金はありません。)

がん診断一時金保険(無解約返戻金型) (2025)		がん診断一時金額の10%
特定疾病治療保険 (無解約返戻金型) (2025)	がん型	がん治療給付金月額の50%
	特定3大疾病型	特定3大疾病治療給付金月額の50%

7 死亡給付金について

- この保険契約には死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約について以下の死亡給付金があります。(特約には死亡給付金はありません。)

がん診断一時金保険(無解約返戻金型) (2025)		がん診断一時金額の10%
特定疾病治療保険 (無解約返戻金型) (2025)	がん型	がん治療給付金月額の50%
	特定3大疾病型	特定3大疾病治療給付金月額の50%

8 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

9 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

10 保険料について

- 具体的な保険料は商品パンフレット等でご確認ください。

注意喚起 情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

以下は、お客様にとって不利益となる事項を記載していますので、特にご留意ください。



6. 納付金などをお支払いできない場合について

8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

9. 解約返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度(保険契約のお申込みの撤回等)について

(1) 適用期間

保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(注意喚起情報)の交付日(書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます)のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内(非営業日を含みます)。

(2) お申出方法

<書面によるお申込みの撤回>

書面によるお申出の場合、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じるので、郵便によりなないろ生命宛に発送してください(店頭へ持参はせず郵送にてお申出ください。また、保険契約者様からの口頭のみのお申出はお受けできませんのでご留意ください)。

〈記入例〉書面には、保険契約者様ご本人が、次の①～③の内容をご記入ください(口座振替扱とクレジットカード扱では、記入項目が異なりますので、記入例を参照願います)。

- ① お申込みの撤回等をする旨の文言
- ② 申込者氏名(自署)、住所、電話番号
- ③ 申込番号(契約申込書の上部10桁の数字)、保険料、取扱代理店、申込日、申出日、
ご返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人フリガナ、口座名義人)

【口座振替扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社 行
今回の契約申込みを撤回します。
申込者氏名：○ ○ ○ ○
申込者住所：○○○○○○○○○○
電話番号：＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
申込番号：＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
保険料：＊＊＊＊＊円
取扱代理店：○○○会社○○店
申込日：20○○年○○月○○日
申出日：20○○年○○月○○日

【クレジットカード扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社 行
今回の契約申込みを撤回します。
申込者氏名：○ ○ ○ ○
申込者住所：○○○○○○○○○○
電話番号：＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
申込番号：＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
保険料：＊＊＊＊＊円
取扱代理店：○○○会社○○店
申込日：20○○年○○月○○日
申出日：20○○年○○月○○日
返金先口座：○○銀行○○支店(店番)
普通(口座番号)＊＊＊＊＊＊＊
口座名義人フリガナ ○○○○ ○○○○
口座名義人 ○○ ○○

【送付先】〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 なないろ生命 クーリング・オフ担当

*個人情報保護の観点から、封書によりお申出いただきますようお願いします。

〈電磁的方法によるお申込みの撤回〉

なないろ生命では、電磁的方法によるお申込みの撤回等の窓口として、なないろ生命ホームページ上にお問合せ受付フォームを設置しています。お申込みの撤回等は電磁的方法による発信時(申出日)に効力を生じますので、入力画面に必要事項を入力し、発信ください。
(なないろ生命ホームページ:<https://www.nanairolife.co.jp/>)

(3) 第1回保険料充当金のご返金について

お申込みの撤回等がありクーリング・オフ制度が適用された場合、ご入金済の第1回保険料充当金は申込者様(保険契約者様)に全額ご返金します。申込者様等から特に申出のない場合は、申込時に登録いただいた保険料振替口座へご返金します。申込時に保険料振替口座を登録してない場合は、撤回お申出時にご返金する口座をご指定ください。

■保険契約者様が法人または個人事業主(雇用主)の場合は、クーリング・オフ制度の適用対象外となります。

2 保険期間開始期について

- お申し込みいただいたご契約のお引受けをなないろ生命が承諾した場合の保険期間開始期は次のとおりです。

責任開始に関する特約を付加した場合	お申込みと告知(診査)がともに完了した時
上記以外の場合	お申込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*

*第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、最初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	なないろ生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日



がん診断一時金保険(無解約返戻金型)(2025)、特定疾病治療保険(無解約返戻金型)(2025)、がん保険料払込免除特則、特定3大疾病保険料払込免除特則、特定がん治療特約、がん診断一時金特約(2025)、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約、がん先進医療・患者申出療養特約(2025)のがんを原因とする保障の責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。

3 告知義務について

保険契約者および被保険者にはなないろ生命がおたずねする健康状態等について告知いただく必要があります、これを告知義務といいます。

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態等について、告知書(電磁的方法による場合を含みます)でなないろ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知ください。
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、なないろ生命(告知書に記入いただく場合)が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。

告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、給付金などを支払えないことがあります。

- 告知いただくことがらは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、保険期間開始期から2年以内*¹であれば、なないろ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。

- ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いしません*2。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません*2。
- ご契約を解除するときは、解約返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできること、または、保険料のお払込みを免除できないことがあります。

(例) 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は返金しません。

- * 1 保険期間開始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
- * 2 「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みを免除することができます。



傷病歴などがある場合、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。

4 ご契約内容等の確認制度について

- ご契約のお申込みに際し、後日、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。
- 給付金などのお支払いや保険料払込免除などのご請求に際しても、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、給付金などをお支払いするための確認・照会に、保険契約者、被保険者または医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

5 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様となないろ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してなないろ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

なないろ生命 お客様サービスセンター  0120-08-7716

6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合は、給付金などをお支払いしません。

- がんを原因とする保障の責任開始期より前にがんと診断確定された場合
- 告知義務違反によりご契約が解除となった場合
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合

- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合
- 給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合（各給付金等によりお取扱いが異なります）
- 責任開始期より前の疾病や傷害が原因の場合（心疾患または脳血管疾患による特定3大疾病治療給付金、心疾患または脳血管疾患による特定3大疾病保険料払込免除、先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養見舞金のみ適用となります）

7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中になないろ生命にお払い込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)します。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活のお取扱いはありません）。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。特にご契約後短期間で解約した場合の解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間ご契約を継続することを条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りすることがあります。
- 新たにお申込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合、給付金などをお支払いできないことがあります。
- 保険料は保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。
- なないろ生命には乗換制度があり、同制度を利用することで乗り換えの際に保障が途切れるこれを回避することができます。
乗換制度を利用するためには、乗換前契約と乗換後契約の契約者・被保険者は同一であること等の要件があります。

9 解約返戻金について

- この保険契約には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約について以下の解約返戻金があります。(特約には解約返戻金はありません。)

がん診断一時金保険(無解約返戻金型) (2025)		がん診断一時金額の10%
特定疾病治療保険 (無解約返戻金型) (2025)	がん型	がん治療給付金月額の50%
	特定3大疾病型	特定3大疾病治療給付金月額の50%

10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- なないろ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

TEL:03-3286-2820

生命保険契約者 (受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く))

保護機構 9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページ:<https://www.seihohogo.jp/>

11 給付金などのお支払いに関する手続き等のご留意事項について

- 給付金などの支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、お支払いに関する手続き等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合は、「ご契約のしおり-約款」に記載していますのでご確認ください。
- 給付金などの支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当する事がありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約」を付加しますと、給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない事情についてなないろ生命が認めた場合、あらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の請求を行うことができます。詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

memo

memo

memo

Web版「ご契約のしおりー約款」のご案内

なないろ生命ではお客様の利便性向上^{※1}のため、「ご契約のしおりー約款」^{※2}の冊子版の受領にかえ、なないろ生命ホームページでWeb版「ご契約のしおりー約款」(以下、「Web約款」)を閲覧する方法をおすすめしております。

「Web約款」は以下の方法にて閲覧が可能です。

- ※1 「Web約款」は、「いつでもパソコンなどで閲覧できる」「文字を拡大して閲覧できる」「検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できる」「冊子のように保管は不要で、紛失の心配がない」といったメリットがあります。
- ※2 「ご契約のしおりー約款」は、契約内容に関わる重要な内容を定めたものです。

「Web約款」の閲覧方法

スマートフォンから

QRコードを利用する

- ① QRコードからなないろ生命のホームページへアクセスしてください。
- ② 「ご契約のしおりー約款〔PDF〕」を選択してください。



パソコンから

なないろ生命ホームページを利用する

- ① 以下のホームページへアクセスしてください。
<https://www.nanairolife.co.jp/yakkan/>
- ② 「ご契約のしおりー約款〔PDF〕」を選択してください。

※お申込み前またはお申込み後でも、「ご契約のしおりー約款」の冊子版をご請求いただくことができます。ご希望の場合はお客様サービスセンターへお申し出ください。

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉

なないろ生命

〒160-8516 東京都新宿区四谷1-6-1

0120-08-7716

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(但し、祝日、年末年始を除く)

<https://www.nanairolife.co.jp/>